

改正 平成19年7月1日  
平成24年4月18日

平成21年1月1日  
平成25年8月26日

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部内の、別表に掲げる会議（以下、「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴許可書の交付等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下、「傍聴人」という。）は、会議の当日、所定の場所で傍聴申込書（第1号様式（様式略））を当該会議における長（以下、「会長」という。）に提出し、傍聴許可書（第2号様式（様式略））の交付を受けなければならない。この場合、傍聴許可書の交付については、先着順とする。

（傍聴人の定員）

第3条 傍聴の定員は、10人以内とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（傍聴許可書の返還）

第4条 傍聴許可書の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴許可書を返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の場に入ることはできない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる銃器や棒などを携帯している者。
- (2) 貼り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を着用し、または携帯している者。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者。
- (4) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器を携帯している者。
- (5) カメラ、ビデオ、映写機、ラジオ、録音機、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者。  
ただし、第8条の規定により、撮影または録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- (6) 異様な服装をしたり、酒気を帯びていると認められる者。
- (7) その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者。

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨として次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場での発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行わないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合はこの限りではない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（傍聴人の制限）

第10条 傍聴人は、議決により会長が傍聴禁止を宣言したときは、傍聴することができない。

（傍聴人の退場）

第11条 傍聴人は、会長が退場を命じたとき、又は傍聴禁止を宣言したときは、速やかに退場しなければならない。

（その他）

第12条 前各条項のほか、傍聴人はすべて会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

別表

八王子市生涯学習審議会
八王子市スポーツ推進審議会
八王子市博物館協議会
八王子市文化財保護審議会